

第73次改定生活保護基準額表 1級地-1

第 1 類		
年 齢 別	基 準 額 ①	基 準 額 ②
0～2歳	21,510 円	26,660 円
3～5	27,110 円	29,970 円
6～11	35,060 円	34,390 円
12～19	43,300 円	39,170 円
20～40	41,440 円	38,430 円
41～59	39,290 円	39,360 円
60～69	37,150 円	38,990 円
70～	33,280 円	33,830 円

第1類の額の合算額に乗じる世帯人員別の通減率			
人 員	1人	2人	3人
通減率①	1.0	1.0	1.0
通減率②	1.0	0.8850	0.8350
人 員	4人	5人	6人
通減率①	0.95	0.90	0.90
通減率②	0.7675	0.7140	0.7010
人 員	7人	8人	9人以上
通減率①	0.90	0.90	0.90
通減率②	0.6865	0.6745	0.6645

第 2 類			
人 員	基 準 額 ①	基 準 額 ②	冬季加算 (VI区)
1人	44,690 円	40,800 円	*2,580 円
2人	49,460 円	50,180 円	*3,660 円
3人	54,840 円	59,170 円	*4,160 円
4人	56,760 円	61,620 円	*4,490 円
5人	57,210 円	65,690 円	*4,620 円
6人	57,670 円	69,360 円	*4,910 円
7人	58,120 円	72,220 円	*5,120 円
8人	58,570 円	75,080 円	*5,280 円
9人	59,020 円	77,940 円	*5,450 円
10人以上	(1人を増すごとに加算する額) 450 円 2,860 円 *170 円		

入所保護基準	種別 1級地	救 護	更 生	冬 季 加 算 (VI区)
		62,940 円	66,680 円	2,010 円
		59,800 円	63,340 円	2,010 円
		56,650 円	60,010 円	2,010 円

入院患者 日用品費	基 準 額	冬 季 加 算 (VI区)
	22,680 円以内	980 円

(29.4.1～)

平成29年度の居宅基準適用世帯の第1類及び第2類の基準額 (冬季加算・各種加算・期末一時扶助を含まない。)

29年度居宅基準 (合計額) = 第1類②の合計額×世帯人員による通減率②+第2類②

(注) 計算過程において端数処理は行わず、世帯の第1類及び第2類の合計額に10円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てた後、端数を10円に切り上げる。

上記の額が (第1類①の合計額×世帯人員による通減率①+第2類①) × 0.9の額を
下回る場合は、(第1類①の合計額×世帯人員による通減率①+第2類①) × 0.9の
額を28年度居宅基準(合計額)とする。

(注) 出かせぎ等、他の世帯員とは別に一般生活費を計上する者がいる場合は、それぞれ別に計算する。

期末一時扶助	人員	居 宅	人員	居 宅	救護施設等入所
	1人	13,890 円	7人	33,060 円	1級地 4,970 円
	2人	22,650 円	8人	35,010 円	2級地 4,520 円
	3人	23,340 円	9人	36,670 円	3級地 4,070 円
	4人	26,260 円	10人以上	1人増すごとに加算する額	(注) 入院患者・介護施設入所者は各々1人として計上する。
	5人	27,370 円			
6人	31,120 円	1,670 円			

障害者支援施設等	施 設		基 準 生 活 費 の 額	
	職業能力開発促進法にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設 特別支援学校に附属する寄宿舎		食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	
	(独法)のぞみの園が設置する施設、障害者支援施設、児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設		食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の額の合計額	
	児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設・指定医療機関		入院患者日用品費の額	

各 種 加 算				
妊 婦	妊 娠 6 か 月 未 満		妊 娠 6 か 月 以 上	
	8,960 円		13,530 円	
産 婦	母乳のみの場合産後6か月間		8,320 円	
	その他の場合産後3か月間			
障 害	障 1・2級 国年 1級	障 3級 国年 2級	重度障害者	特別介護料
	居宅	居宅	14,600 円	世帯員 12,230円
	入院入所	入院入所	7/1～ 14,580 円	介護人 70,080 円以内 (特別基準) 105,130 円以内

介護施設入所者 基本生活費	基 準 額	冬 季 加 算 (VI区)
	9,690 円以内	980 円

* 冬季加算 (居宅) 特別基準は1.3倍額。

各 種 加 算			
在 宅 患 者	13,020 円		
放 射 線	治療中	42,960 円	治癒 21,480 円
児 童 養 育	第1子及び第2子	3歳に満たない児童	15,000 円
	第3子以降	3歳以上の児童であって中学校修了前の者	10,000 円
		小学校修了前の児童	15,000 円
母 子	児童1人	児童が2人の場合に加える額	児童3人以上1人を増すごとに加える額
	居宅 22,790 円 入院・入所 18,990 円	居宅 1,800 円 入院・入所 1,530 円	居宅 920 円 入院・入所 750 円
介 護 施 設	9,690 円以内		

住 宅 扶 助		一 般 基 準				
		13,000 円以内				
世帯人数	1 人					
床面積	6㎡以下	6㎡超～10㎡以下	10㎡超～15㎡以下	15㎡超		
都内基準額	38,000円以内	43,000円以内	48,000円以内	53,700円以内		
特別基準額	69,800円以内					
敷金等の額	279,200円以内					
更新料等	104,700円以内					
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
	(円以内)	(円以内)	(円以内)	(円以内)	(円以内)	(円以内)
都内基準額	64,000	69,800	69,800	69,800	75,000	83,800
特別基準額	75,000	81,000	86,000	91,000	91,000	97,000
敷金等の額	300,000	324,000	344,000	364,000	364,000	388,000
更新料等	112,500	121,500	129,000	136,500	136,500	145,500

(注) 平成27年6月末現在保護受給していた世帯の経過措置及び単身世帯の面積減額についての緩和措置がある。

教育扶助	基 準 額		小学校等	2,210 円
	特別基準 (学級費等)	中学校等	中学校等	4,290 円
			小学校等	670 円以内
	他に教材代、学校給食費、交通費等実費支給	中学校等	中学校等	750 円以内
			小学校等	2,630 円
学習支援費	中学校等	4,450 円		

第73次改定生活保護基準額表

出産扶助	一般基準		施設分娩 (加算額)	衛生材料費 (加算額)
	施設分娩	居宅分娩		
	293,000 円 以内	262,000 円 以内	8日以内の入院料 (医療扶助)の実費	5,700 円以内
	特別基準	出産予定日の急変等 産科医療補償制度による 保険料(掛金)	308,000 円以内	30,000 円以内

生業扶助	生業費	技能修得費	就職支度費
	46,000 円以内 (特別基準)	78,000 円以内 (特別基準)	31,000 円 以内
	77,000 円以内	131,000 円以内 (自立支援プログラム) 年額 209,000 円以内	
	(高等学校等就学費)		
	費目	給付対象	基準額
	基本額	学用品費、通学用品費	5,450 円
	学級費等	学級費、生徒会費	1,670 円以内
	通学費	通学のための交通費	必要最小限度の額
	授業料	支援金・無償対象以外	都立高校の授業料、 入学料、受験料の額 以内
	入学料	入学金	
	受験料	入学考査料	
	入学準備金	学生服、カバン、靴等	63,200 円以内
	教材費	教科書、ワークブック 和洋辞典、副読本の図書	実費支給
	学習支援費	5,150 円	
	災害等の学用品費の再支給	27,250 円以内	
災害等の教科書等の再支給	27,250円に加えて、教材費として支給対象となる範囲内で必要な実費		

葬祭扶助	区分	大人	小人
	一般基準	206,000 円以内	164,800 円以内
	法第18条第2項第1号に該当する死者に対し葬祭を行う場合は、1,000円を加算する。		
	火葬料が大人600円、小人500円をこえる場合は、当該こえる額を基準額に加算する		
	自動車料金その他死体の運搬料が15,290円をこえる場合は、7,340円を限度として、当該こえる額を基準額に加算する。		
死亡診断又は死体検案に要する費用が5,250円をこえる場合は、当該こえる実費を基準額に加算する。			
火葬又は埋葬を行うまでの間、死体保存のため特別な費用を必要とする場合は、実費を基準額に加算する。			

1級地-1 29.4.1

一時扶助	配電・水道・井戸・下水道設備費	特別基準 (1.5倍額)	120,000 円以内		
	住宅住宅維持費 扶助(年額)	一般基準 (特別基準)	180,000 円以内		
	家具什器費	一般基準 (特別基準)	28,700 円以内		
		暖房器具 (特別基準)	45,800 円以内		
		20,000 円以内			
	家財保管料	月額	13,000 円以内		
	被服	布団類	再生一組につき	13,100 円以内	
			新規一組につき	19,100 円以内	
		平常着		13,800 円以内	
		新生児衣料		50,900 円以内	
		入院時寝巻		4,300 円以内	
		紙おむつ等	月額	19,900 円以内	
		災害時被服費	夏季(4月~9月)		冬季(10月~3月)
			2人まで	19,500 円以内	35,000 円以内
			4人まで	37,100 円以内	59,300 円以内
5人まで			47,700 円以内	75,300 円以内	
6人以上1人増すごとに加算する額	7,000 円以内		10,400 円以内		
入学準備金	小学校等	40,600 円以内			
	中学校等	47,400 円以内			
就労活動促進費	月額	5,000 円			

検診料	検診料	原則として法による診療方針及び診療報酬の例による	
	文書料	検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合(更生医療は初回のみ)	4,630 円以内
		上記のうち障害認定に係るもの	5,970 円以内
		障害者総合支援法の自立支援医療(精神通院医療に限る。)の支給認定の申請に要する診断書作成及び手続協力のための費用	3,000 円以内
	難病の患者に対する医療費等に関する法律の特定医療費申請に要する診断書作成及び手続協力のための費用	5,000 円以内 複写フィルム等 1,000 円以内	

その他の勤労控除	新規就労	6か月間	11,200 円
	未成年者	20歳未満	11,400 円

要否判定に用いる控除額

収入金額	1級地	
	1人目	2人目
0~8,000	(※)円	(※)円
8,001~8,339	収入額×0.7	収入額×0.7
~11,999	5,840	5,600
~15,999	6,320	5,600
~19,999	6,800	5,780
~23,999	7,290	6,200
~27,999	7,770	6,610
~31,999	8,250	7,010
~35,999	8,730	7,420
~39,999	9,210	7,830
~43,999	9,700	8,240
~47,999	10,180	8,650
~51,999	10,650	9,060
~55,999	11,140	9,460
~59,999	11,620	9,880
~63,999	12,100	10,290
~67,999	12,590	10,700
~71,999	13,060	11,100
~75,999	13,550	11,520
~79,999	14,030	11,920
~83,999	14,510	12,330
~87,999	14,990	12,750
~91,999	15,470	13,150
~95,999	15,800	13,430
~99,999	16,060	13,650
~103,999	16,250	13,820
~107,999	16,460	13,990
~111,999	16,660	14,160
~115,999	16,860	14,330
~119,999	17,060	14,500
~123,999	17,260	14,670
~127,999	17,460	14,840
~131,999	17,660	15,020
~135,999	17,860	15,180
~139,999	18,060	15,350
~143,999	18,260	15,530
~147,999	18,460	15,690
~151,999	18,660	15,860
~155,999	18,870	16,040
~159,999	19,100	16,230
~163,999	19,290	16,390
~167,999	19,520	16,600
~171,999	19,660	16,720
~175,999	19,870	16,880
~179,999	20,130	17,110
~183,999	20,270	17,230
~187,999	20,470	17,400
~191,999	20,670	17,570
~195,999	20,870	17,740
~199,999	21,170	17,990
~203,999	21,270	18,070
~207,999	21,470	18,250
~211,999	21,700	18,450
~215,999	21,870	18,590
~219,999	22,070	18,760
~223,999	22,270	18,940
~227,999	22,470	19,100
~231,999	22,670	19,270
232,000~	22,760	19,350

程度決定に用いる基礎控除額

収入金額	1~3級地	
	1人目	2人目
~15,000	収入額と同額	収入額と同額
~15,199	収入額と同額	15,000
~18,999	15,200	15,000
~22,999	15,600	15,000
~26,999	16,000	15,000
~30,999	16,400	15,000
~34,999	16,800	15,000
~38,999	17,200	15,000
~42,999	17,600	15,000
~46,999	18,000	15,300
~50,999	18,400	15,640
~54,999	18,800	15,980
~58,999	19,200	16,320
~62,999	19,600	16,660
~66,999	20,000	17,000
~70,999	20,400	17,340
~74,999	20,800	17,680
~78,999	21,200	18,020
~82,999	21,600	18,360
~86,999	22,000	18,700
~90,999	22,400	19,040
~94,999	22,800	19,380
~98,999	23,200	19,720
~102,999	23,600	20,060
~106,999	24,000	20,400
~110,999	24,400	20,740
~114,999	24,800	21,080
~118,999	25,200	21,420
~122,999	25,600	21,760
~126,999	26,000	22,100
~130,999	26,400	22,440
~134,999	26,800	22,780
~138,999	27,200	23,120
~142,999	27,600	23,460
~146,999	28,000	23,800
~150,999	28,400	24,140
~154,999	28,800	24,480
~158,999	29,200	24,820
~162,999	29,600	25,160
~166,999	30,000	25,500
~170,999	30,400	25,840
~174,999	30,800	26,180
~178,999	31,200	26,520
~182,999	31,600	26,860
~186,999	32,000	27,200
~190,999	32,400	27,540
~194,999	32,800	27,880
~198,999	33,200	28,220
~202,999	33,600	28,560
~206,999	34,000	28,900
~210,999	34,400	29,240
~214,999	34,800	29,580
~218,999	35,200	29,920
~222,999	35,600	30,260
~226,999	36,000	30,600
~230,999	36,400	30,940
231,000~	(※)	(※)

(備考) 収入金額が231,000円以上の場合は、収入金額が4,000円増加することにより、1人目については400円、2人目以降については340円を控除額に加算する。

(備考) 算出額に端数が生じた場合は、1円未満を四捨五入する。